

※報告番号 応 甲 第 号
不 乙

学位論文等審査結果報告書

不動産学研究科

学位論文審査委員会

主査 前川 俊一 印 副査 阪本 一郎 印 副査 表 明榮 印
副査 宅間 文夫 印

学 籍 番 号

88120002

氏 名

金 銀河

学位論文題目

PFI 事業の活性化に関する研究
－官民の最適なリスク分担を中心に－

学位論文審査結果

⊕ ・ 否

最終試験結果

⊕ ・ 否

学位論文審査及び最終試験結果の要旨（1,500字程度）

日本は厳しい財政問題を抱えるが、更新時期を迎えた公共施設も多く、効率的な財政運営を求められており、その中で PFI の手法が着目されている。しかし、PFI 事業のコンペの参加者が減少するなど問題がない訳ではない。

本論文は PFI 事業の活性化をさせる方策を検討するために、PFI の先進国であるイギリスと比較しながら PFI 事業の実態を明らかにし、PFI 事業を実施する地方自治体の特徴を明らかにして、PFI 事業に参加する民間事業者が問題と感じる点を明らかにした上で、特に問題として指摘されたリスク分担に関して理論モデルを使って最適リスク分担を提案している。

第 2 章の PFI 制度の概要では先行研究にならって PFI の先進国のイギリスの制度を紹介するが、本論の新規性はイギリスの PFI の改正である 2012 年 12 月の新 PF2、『A new approach to public private partnerships』を取り上げ、新制度を導入するに至った経緯（PFI に対する世論の反対、制度の問題点）を明らかにしたうえで、新制度を紹介している点である。この議論を通じて日本での検討すべき課題が明らかになる。

第 3 章では地方自治体が PFI 事業を実施する要因について Tobit モデルを用いて分析する。得られた結論は先行研究と同様に規模が大きい都市ほど PFI を実施する傾向にあることであるが、そのほか一人当たり課税所得、地方交付税など財政的要因、職員の給与水準も有意であることを指摘したのは日本の先行研究では少ない。また、PFI 事業を成立しなかった事例についても限られた情報から整理している。

第 4 章ではアンケート・ヒアリング調査を通じて PFI 事業に参加する民間事業者の現在のシステムに対する不満や改善すべき点などを指摘してもらった。その調査を通じて民間事業者が契約の変更、VFM の不明確さなど様々な事業参加リスクに直面していることが明らかとなり、リスク分担に関して不満があることが明確になった。

第 5 章では、民間事業者が特に問題にしたリスク分担に焦点をあて、ダブルサイドモラルハザードモデルを使って、理論的に最適なリスク分担ルールを示した。理論モデルを使って実務に活用できるリスク分担ルールを示したことは本論の特徴であり、新規性である。

本論文は制度を先進的なイギリスと比較しながら整理するとともに、地方自治体の取り組み、民間事業者の問題意識を明確にしたうえで、理論的なモデルにより実務的にも適用可能なリスク分担ルールを提案している意味において、不動産に関する質の高い論文と認められる。

最終審査は 7 月 28 日（火）に主査と副査 3 名が出席して行われ、各種質問に対して適切に対応した。

以上の結果、金銀河は博士（不動産学）の学位を得る資格があると認める。